

■ 社会 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- これまで、社会的事象に関心を持って多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させること等に重点を置いて、改善が目指されてきたものの、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や、資料から読み取った情報を基にして社会的事象の特色や意味などについて比較したり関連付けたり多面的・多角的に考察したりして表現する力の育成についてはやや不十分である。社会的な見方や考え方を養うための具体策の弱さや、近現代に関する学習の定着状況が低い傾向にあること、課題を追究したり解決したりする活動が十分に行われていないことが課題である。
- これからの時代に求められる資質・能力を視野に入れ、社会との関わりを意識して課題を追究したり解決したりする活動を充実し、知識や思考力等を基盤として社会の在り方や人間としての生き方について選択・判断する力、自国の動向とグローバルな動向を考察する力、地球規模の諸課題や地域課題を解決しようとする態度など、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育てていくことが求められる。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

【社会科における「社会的な見方・考え方」】

社会科では、「社会的な見方・考え方」を、課題を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の視点や方法として考えた。また、中学校社会科における「社会的な見方・考え方」を、各分野の特質に応じて、次のように整理した。

- ・「社会的事象の地理的な見方・考え方」(地理的分野) … 「社会的事象を位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること」
- ・「社会的事象の歴史的な見方・考え方」(歴史的分野) … 「社会的事象を時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり事象同士を因果関係などで関連付けたりすること」
- ・「現代社会の見方・考え方」(公民的分野) … 「社会的事象を政治、法、経済などに関わる多様な視点(概念や理論など)に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること」
- ・「公民としての資質・能力」を三つの柱により明確にしつつ、全体に関わる柱書きに示された目標に加えて、(1)として「知識及び技能」を、(2)として「思考力、判断力、表現力等」を、(3)として「学びに向かう力、人間性等」を示し、目標とした。

(2) 指導内容の改善

① 内容構成の改善

- 小・中学校のそれぞれの内容を、位置付けやつながり等を踏まえ、㉗地理的環境と人々の生活、㉘歴史と人々の生活、㉙現代社会の仕組みや働きと人々の生活という三つの枠組みで整理した。また、㉗、㉘は空間的な広がりを念頭に地域、日本、世界と、㉙は社会的事象について経済・産業、政治及び国際関係と、対象を区分する。
- 「社会的な見方・考え方」と概念等に関する知識との関係などをもとに内容構成を整理した。このうち、中学校社会科では、大項目をA、B、C…の順で示し、それを構成する中項目を(1)、

(2), (3)…, さらに必要に応じてそれを細分した小項目等を①, ②, ③…の順で示した。また, 分野間で共通して内容のまとまりとなる中項目においてア, イを置き, それぞれ原則的に「知識及び技能」, 「思考力, 判断力, 表現力等」の順に, それぞれの事項におけるねらいを記載した。

② 内容の改善・充実

将来につながる現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しを次のように図った。

- 日本と世界の生活・文化の多様性の理解や, 地球規模の諸課題や地域的な諸課題の解決について, 我が国の固有の領土について地理的な側面や国際的な関係に着目して考えるなど, 時間的・空間的ななど多様な視点から考察する力を身に付けるなどのグローバル化への対応, 持続可能な社会の形成, 情報化等による産業構造の変化やその中での起業, 防災・安全への対応や周囲が海に囲まれ, 多くの島々からなる海洋国家である我が国の国土の様子, 主権者教育において重要な役割を担う教科として選挙権年齢の 18 歳への引き下げに伴い財政や税, 社会保障, 雇用, 労働や金融といった課題への対応にも留意した政治参加, 少子高齢化等による地域社会の変化などを踏まえた見直しを図った。

<各分野における内容の改善事項>

- ・地理的分野においては, 「世界の諸地域の学習」において地球規模の課題等を主題として取り上げた学習を充実させるとともに, 防災・安全教育に関して空間情報に基づく危険の予測に関する指導を充実させるなどの改善を行う。
- ・歴史的分野においては, 我が国の歴史的事象に間接的な影響を与えた世界の歴史の学習についても充実させるとともに, 民主政治の来歴や人権思想の広がりなどの動きを取り上げるなどの改善を行う。
- ・公民的分野においては, 防災情報の発信・活用に関する指導, 情報化など知識基盤社会化による産業や社会の構造的な変化やその中での起業に関する扱い, 選挙権年齢引き下げに伴う政治参加等に関する指導を充実させるなどの改善を行う。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの社会の指導に当たっては, その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 2 章第 2 節の規定によることができる。ただし, 現行中学校学習指導要領による場合には, 次のとおりとする。
- (1) 平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの社会の指導に当たっては, 次のアからウまでのとおりとする。
 - ア 現行〔地理的分野〕の 2(1)に規定する事項に, 新〔地理的分野〕の 2 A(1)ア(イ)に規定する事項を加え, 新〔地理的分野〕の 3(3)ア(イ)の規定を適用するものとし, 現行〔地理的分野〕の 2(2)アに規定する事項を省略する。
 - イ 現行〔歴史的分野〕の 2(5)イの「富国強兵・殖産興業政策」の部分の規定に係る事項については適用せず, 新〔歴史的分野〕の 3(4)アの「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定を適用する。
 - ウ 現行〔公民的分野〕の 2(4)アに規定する事項に, 新〔公民的分野〕の 2 D(1)ア(ア)の「領土(領海, 領空を含む, 国家主権, 国際連合の働きなど基本的な事項について理解する)」の部分の規定に係る事項を加え, 現行〔公民的分野〕の 3(5)ア(イ)の規定は適用せず, 新〔公民的分野〕の 3(5)ア(ア)の「領土(領海, 領空を含む。), 国家主権」。)に関する規定を適用する。

- (2) 平成 31 年度の第 1 学年及び平成 32 年度の第 1 学年並びに第 2 学年における社会の指導に当たっては、次のアからカまでのとおりとする。
- ア 現行〔地理的分野〕及び現行〔歴史的分野〕の指導に当たっては、現行の規定にかかわらず、新学習指導要領第 2 章第 2 節第 3 の 1 (3) の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
- イ 現行〔地理的分野〕の 2 (1) ウに規定する事項に現行〔地理的分野〕の 2 (1) エの「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる」の部分の規定に係る事項を加え、現行〔地理的分野〕の 3 (3) エの規定を適用するものとし、現行〔地理的分野〕の 2 (1) エに規定する事項を省略する。
- ウ 現行〔歴史的分野〕の 2 (2) アの「世界の古代文明」の部分の規定に係る事項については、現行〔歴史的分野〕の 3 (3) アの「世界の古代文明」に関する規定は適用せず、新〔歴史的分野〕の 3 (3) アの「世界の古代文明」に関する規定を適用する。
- エ 現行〔歴史的分野〕の 2 (3) アに規定する事項に、新〔歴史的分野〕の 2 B (2) ア(ア)の「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」の部分の規定に係る事項を加え、新〔歴史的分野〕の 3 (3) イの「ユーラシアの変化」に関する規定を適用する。
- オ 現行〔歴史的分野〕の 2 (4) アの「ヨーロッパ人来航の背景」の部分の規定に係る事項については、現行〔歴史的分野〕の 3 (5) アの「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定は適用せず、新〔歴史的分野〕の 3 (3) ウの「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定を適用する。
- カ 現行〔歴史的分野〕の 2 (5) アの「市民革命」の部分の規定に係る事項については、現行〔歴史的分野〕の 3 (6) アの「市民革命」に関する規定は適用せず、新〔歴史的分野〕の 3 (4) アの「市民革命」に関する規定を適用することとする。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- 平成 31 年度及び平成 32 年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
- 平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。
- 平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人来航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
- 平成 30 年度から平成 32 年度までの「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。

	H20 年度版での配当時数	新指導要領での配当時数
地理的分野	120 単位時間	115 単位時間（-5 単位時間）
歴史的分野	130 単位時間	135 単位時間（+5 単位時間）
公民的分野	100 単位時間	100 単位時間（変更なし）

※なお、各学年における社会科の授業時数に変更はない

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 【別紙参照】</p> <p>II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標</p> <p>社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。</p> <p>(3) 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。</p> <p>第2 各分野の目標及び内容 〔地理的分野〕 1 目標</p> <p>社会的事象の地理的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 我が国の国土及び世界の諸地域に関して、地域の諸事象や地域的特色を理解するとともに、調査や諸資料から地理に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p>	<p>■「目標」の構成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を～中略～公民としての資質・能力の基礎を養う」という柱書部分と、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿った資質・能力に関わる具体的な目標で構成されている。 <p>■「社会的な見方・考え方を働かせ」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校共通の「総称」として、「社会的な見方・考え方」が示された。 <p>■「見方・考え方」は授業改善の視点でもある。生徒が何度も繰り返し使う道具・スキルではあるが、「見方・考え方」そのものを生徒が何を使ったかを考えさせるのではなく、「見方・考え方」を生徒が自然に繰り返し使えるように授業改善（教材、問い、資料等）をしていくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、単元など内容や時間のまとまりを見通した「問い」と連動させることで「社会的な見方・考え方」を働かせること大切にしたい。「どうしてそれが広がっているのか」「どうしてそれが関わっているのか」を生徒に考えさせることで、自ずと見方・考え方を使わざるを得ない状況を意図的に作り出していくことが必要である。 ・視点は様々なものがあり、それらをいくつも組み合わせながら社会的事象の意味を捉えられるような工夫が必要である。 <p>■「課題を追究したり解決したりする活動」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に学習のプロセスを明示したことに意味がある。三つの柱に沿った資質・能力を育成するためには、生徒が課題を追究したり解決したりする活動の一層の充実が求められている。 <p>■「広い視野に立ち」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校社会科に追加された言葉である。 ・社会科の学習が目指している多面的・多角的に事象を捉え、考察することに関わる意味と、国際的な視野という空間的な広がり関わる意味の二つが含まれている。また、小学校以上に地球的な視野をもつことが期待される。

- (2) 地理に関わる事象の意味や意義，特色や相互の関連を，位置や分布，場所，人間と自然環境との相互依存関係，空間的相互依存作用，地域などに着目して，多面的・多角的に考察したり，地理的な課題の解決に向けて公正に選択・判断したりする力，思考・判断したことを説明したり，それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 日本や世界の地域に関わる諸事象について，よりよい社会の実現を視野にそことで見られる課題を主体的に追究，解決しようとする態度を養うとともに，多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土に対する愛情，世界の諸地域の多様な生活文化を尊重しようとするこの大切さについての自覚を深める。

■「考察する際の視点」について

- ・「位置や分布」，「場所」，「人間と自然との相互依存関係」，「空間的相互依存作用」，「地域」などについては，社会に見られる地理的な課題を考察する際の視点である。
- ・これらの視点はあくまでも中心的な視点であり，「位置」には「絶対的位置」と「相対的位置」があるように，中心的な視点の下位にもさらに様々な視点が考えられ，また，複数の中心的な視点にまたがる視点も考えられる。

■「視点」と「問い」との関わりの具体例について

- ・上記の五つの視点について，授業の中での場面をイメージして整理し，解説に具体例を示した。

2 内容

A 世界と日本の地域構成

(1) 地域構成

次の①と②の地域構成を取り上げ，位置や分布などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。

①世界の地域構成 ②日本の地域構成

ア 次のような知識を身に付けること。

(7) 緯度と経度，大陸と海洋の分布，主な国々の名称と位置などを基に，世界の地域構成を大観し理解すること。

(4) 我が国の国土の位置，世界各地との時差，領域の範囲や変化とその特色などを基に，日本の地域構成を大観し理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(7) 世界の地域構成の特色を，大陸と海洋の分布や主な国の位置，緯度や経度などに着目して多面的・多角的に考察し，表現すること。

(4) 日本の地域構成の特色を，周辺の海洋の広がりや国土を構成する島々の位置などに着目して多面的・多角的に考察し，表現すること。

■「A世界と日本の地域構成」の内容構成の見直し

- ・従前の「世界の地域構成」，「日本の地域構成」を統合して新たな大項目として位置付けた。
- ・この「世界と日本の地域構成」を学習の冒頭に位置付けたのは，世界及び日本の地域構成に関する学習を関連付け，世界と日本の地理的認識の座標軸を形成することを意図したものである。また，地図の読図や作図などの地理的技能の育成の充実を意図したものである。

- ・地理的分野の時間数減に対して，重複する内容を精選することで時間数確保をする。

■「ア」の事項と「イ」の事項の関係性について

- ・「知識及び技能」を身に付けることをねらいとするアに示された事項と，「思考力，判断力，表現力等」を身に付けることをねらいとするイに示された事項は，それが示された各中項目，小項目の特質に応じて互いに関連させて取り扱うことが必要であり，このことは以降の中項目，小項目においても同様である。

■「世界各地との時差」について

- ・我が国と世界各地との位置関係を理解できるようにする。例えば，等時帯や日付変更線を示す地図と地球儀を見比べて時差の意味を理解したり，時差を調べたりできるようにすることや，時差のある海外の様子を衛星中継する映像を活用するなど生活場面と結び付けて理解できるようにする。

■「領域の範囲や変化とその特色」について

- ・竹島や北方領土，尖閣諸島についての，位置や範囲とともに正しく理解させることが必要である。
→全分野で領土認識を充実した。それに伴い発達の段階に応じて指導内容を充実・工夫する必要がある。

B 世界の様々な地域

(1) 世界各地の人々の生活と環境

～ 略 ～

(2) 世界の諸地域

次の①から⑥までの各州を取り上げ、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ①アジア
- ②ヨーロッパ
- ③アフリカ
- ④北アメリカ
- ⑤南アメリカ
- ⑥オセアニア

ア 次のような知識を身に付けること。

(7) 世界各地で顕在化している地球的課題は、それが見られる地域の地域的特色の影響を受けて、現れ方が異なることを理解すること。

(イ) ①から⑥までの世界の各州に暮らす人々の生活を基に、各州の地域的特色を大観し理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) ①から⑥までの世界の各州において、地域で見られる地球的課題の要因や影響を、州という地域の広がりや地域内の結び付きなどに着目して、それらの地域的特色と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。

C 日本の様々な地域

(1) 地域調査の手法

場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。

(イ) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能を身に付けること。

イ ～ 略 ～

(2) 日本の地域的特色と地域区分 ～ 略 ～

(3) 日本の諸地域

次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよ

■地域ごとに設ける主題について

- ・既習内容、主題の難易度、生徒の生活経験、想定される学習活動、配当授業時数との関係などを勘案して、教師が主題を設定し、主題を追究する時間を確保するという観点から、各州一つ又は二つの主題に絞って展開することが大切である。

■「地球的課題」とは

- ・グローバル化する国際社会において、人類全体で取り組まなければならない課題、例えば、地球環境問題や資源・エネルギー問題、人口・食料問題、居住・都市問題などに関わる課題を取り上げる。

・地球的課題とは何かを捉えさせ、様々な原因や要因を見取っていくことを求めている。決してその解決策を生徒に考えさせることを求めているわけではない。また、その課題は特徴的なものではあるが、州内全体で共通する課題でなくてもよい。

■「各州を取り上げる順序」について

- ・設定された主題に対する生徒の理解しやすさなどを踏まえて検討する。
- ・取り上げる州の順序についても、既習内容、主題の難易度、生徒の生活経験、想定される学習活動、配当授業時数との関係などを勘案して展開する。

・教科書は一律の順序かもしれないが、対象とする地域の順序を生徒の実態に合わせて工夫することが単元構成をマネジメントすることにつながる。

※日本の諸地域も同様である。

- ・学習の展開例について解説にて具体を示しているが、問いの工夫をすることを大切にしたい。学習において何をねらって問いを構成するのか、授業者としての意図を明らかにもって「どのような」、「なぜ」等の役割を明確にすることが大切である。

■「地域調査に関わる内容構成」の見直しについて

- ・従前の「世界と日本の地域調査」の二つの中項目からなる内容構成を見直した。対象地域のスケールの違いで項目を分けるのではなく、生徒の生活舞台を主要な対象地域とした観察や野外調査、文献調査などの実施方法を学ぶ「地域調査の手法(技能の習得を中心とする学習)」と、地域の将来像を構想する「(4)地域の在り方(地理的な課題の解決を中心とする学習)」の中項目に分け再構成した。
- ・「身近な地域の調査」の実施状況の弱さ、時間の確保の難しさ、観察、野外調査の実施時期への対応の難しさ等を考慮している。

う指導する。

- ①自然環境を中核とした考察の仕方
- ②人口や都市・村落を中核とした考察の仕方
- ③産業を中核とした考察の仕方
- ④交通や通信を中核とした考察の仕方
- ⑤その他の事象を中核とした考察の仕方

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 幾つかに区分した日本のそれぞれの地域について、その地域的特色や地域の課題を理解すること。

(イ) ①から⑤までの考察の仕方では取り上げた特色ある事象と、それに関連する他の事象や、そこで生ずる課題を理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 日本の諸地域において、それぞれ①から⑤までで扱う中核となる事象の成立条件を、地域の広がりや地域内の結び付き、人々の対応などに着目して、他の事象やそこで生ずる課題と有機的に関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。

(4) 地域の在り方

空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。

(イ) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。

イ ～ 略 ～

3 内容の取扱い

(1) 内容のA、B及びCについては、この順序で取り扱うものとし、既習の学習成果を生かすこと。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 世界や日本の場所や地域の特徴には、一般的共通性と地方的特殊性があり、また、地域に見られる諸事象は、その地域の規模の違いによって現れ方が異なることに留意すること。

イ 地図の読図や作図、景観写真の読み取り、地域に関する情報の収集や処理などの地理的技能を身に付けるに当たっては、系統性に留意して計画的に指導すること。その際、教科用図書「地図」を十分に活用すること。

ウ 学習で取り上げる地域や国については、各項目間の調整を図り、一部の地域に偏ることのないようにすること。

エ、オ ～ 略 ～

(3)～(5) ～ 略 ～

■「日本の諸地域の工夫」について

・従前では、「七つの考察の仕方」を七地方区分に当てはめていたが、①～④の四つの考察の仕方、あるいは⑤の考察の仕方を適宜選択して組み合わせ設定することができるように見直し、従前よりも、動態地誌的な趣旨に沿った展開ができるよう意図した。

(例) 北海道→「自然環境」 九州→「自然環境」

・同じ考察の仕方を2箇所において扱い、比較したり、発展させて考えたりすることが可能になる。

・解説では、「東北地方」を二つの考察の仕方では例示しているが、決して同じ地方を違った考察の仕方では学習することのみを推奨しているのではない。違った取扱い方の例示である。

・各地域を学習する順序についても、生徒の習熟度や関心、中核となる事象の捉えやすさや地域の課題の見いだしやすさなど、各学校の実態に応じて決定する。

・地方区分は七つに限定するものではなく、いくつに区分するか、どの考察の仕方では扱うかをマネジメントすることが重要。①～④の考察の仕方は、少なくとも一度は扱う。⑤の考察の仕方は、必ずしも設定する必要はない。(※四つより少ない区分はない)

■「取り上げる地域や課題」について

・学校所在地を対象として市町村規模の身近な地域やそこで見られる課題を取り上げることに他に、日本各地で広く見られる、地域への影響力が大きく、生徒と社会が関心を寄せる適切な課題を設定すること。

・これまでの「身近な地域の調査」を踏襲し、分野のまとめとして位置付けている。観察や野外調査等を行ってもよいが、役割としてはそれを取り入れなくても可能な学習内容である。

■「地理的技能」について

・地理的技能については、地理情報を「収集する技能」、「読み取る技能」、「まとめる技能」の三つの技能に分けて、再構成した。

(※解説の巻末には一覧表を示した。)

・これらの技能は、小・中・高等学校の学習において広く共通するものであり、一度にそれらの技能の全てを養おうとするのではなく、生徒の習熟の様子を踏まえて着実に身に付くよう、繰り返し指導する機会を設けることが大切である。

〔歴史的分野〕

1 目標

社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解するとともに、諸資料から歴史に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 歴史に関わる事象の意味や意義、伝統と文化の特色などを、時期や年代、推移、比較、相互の関連や現在とのつながりなどに着目して多面的・多角的に考察したり、歴史に見られる課題を把握し複数の立場や意見を踏まえて公正に選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 歴史に関わる諸事象について、よりよい社会の実現を視野にそこで見られる課題を主体的に追究、解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の歴史に対する愛情、国民としての自覚、国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重しようとする事の大切さについての自覚などを深め、国際協調の精神を養う。

2 内容

■「歴史的な見方・考え方（視点や方法）」について

- ・時期、年代など時系列に関わる視点、展開、変化、継続など諸事象の推移に関わる視点、類似、差異、特色など諸事象の比較に関わる視点、背景、原因、結果、影響など事象相互のつながりに関わる視点などに着目して捉え、比較したり、関連させたりして社会的事象を捉えたりすることとして整理した。

■「視点に着目した問いの工夫」について

- ・「見方・考え方」については、生徒にどの見方・考え方を使ったのかを考えさせることが求められているわけではない。
- ・視点に着目した課題（問い）を工夫することで、自ずと見方・考え方が働く展開を位置付けたい。
- ・(例)「いつ（どこで、誰によって）おこったか」、「前の時代とどのように変わったか」、「どのような時代だったのか」、「なぜ、おこった（何のために行われた）か」、「どのような影響を及ぼしたか」、「なぜそのような判断をしたと考えられるか」、「歴史を振り返り、よりよい未来の創造のために、どのようなことが必要とされるのか」など考察や構想に向かう「問い」を工夫する。

■中項目に示された「知識及び技能」の事項と「思考力、判断力、表現力等」の事項の構造と読み解き方

(例) (3)「近世の日本」

ア 次のような知識を身に付けること。

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(イ) 江戸幕府の成立と対外関係

江戸幕府の成立と大名統制、身分制と農村の様子、鎖国などの幕府の対外政策と対外関係など< A >を基に、幕府と藩による支配が確立したこと< B >を理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 交易の広がりとその影響、統一政権の諸政策の目的、産業の発達と文化の担い手の変化、社会の変化と幕府の政策の変化など< C >に着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)から(イ)までにについて近世の社会の変化の様子< D >を多面的・多角的に考察し、表現すること。

- ・この事項を指導する際には、アの(イ)の事項に< A = 事象の例 >と示した「江戸幕府の成立と大名統制」、 「身分制と農村の様子」、 「鎖国などの幕府の対外政策と対外関係」などの歴史に関わる事象を基に、イの(ア)の事項< C = 視点 >のうち、「交易の広がりとその影響、統一政権の諸政策の目的」などに着目して、< D >の「事象を相互に関連付けるなどして、近世の社会の変化の様子」などを多面的・多角的に考察し、表現する学習を行うことで、アの(イ)の事項の< B = 事項のねらい >「幕府と藩による支配が確立したこと」の理解に至る学習の過程が考えられる。つまり、「アの事項の< A >を基に、イの事項の< C >に着目して< D >を考察し表現することを行い、アの事項の< B >を理解する」という構造を取っており、このような点を踏まえた指導を行うことで、アに示された各事項の学習のねらいを実現することができる。

※中項目の構造を理解することで、生徒の学習のプロセスを具体化することができる。

※他の中項目もこの形に沿った構造である（解説には、学習の過程の構造化図（例）が示されている。）。

A 歴史との対話

(1) 私たちと歴史

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 年代の表し方や時代区分の意味や意義についての基本的な内容を理解すること。

(イ) 資料から歴史に関わる情報を読み取ったり、年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(イ) 時期や年代、推移、現在の私たちとのつながりなどに着目して、小学校での学習を踏まえて歴史上の人物や文化財、出来事などから適切なものを取り上げ、時代区分との関わりなどについて考察し表現すること。

(2) 身近な地域の歴史

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、具体的な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(イ) 比較や関連、時代的な背景や地域的な環境、歴史と私たちとのつながりなどに着目して、地域に残る文化財や諸資料を活用して、身近な地域の歴史的な特徴を多面的・多角的に考察し、表現すること。

B 近世までの日本とアジア

(1) 古代までの日本

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 世界の古代文明や宗教のおこり

世界の古代文明や宗教のおこりを基に、世界の各地で文明が築かれたことを理解すること。

(イ) 日本列島における国家形成

日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、大和朝廷（大和政権）による統一の様子と東アジアとの関わりなどを基に、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解すること。

■ A 歴史との対話について

- ・ Aのみ内容の構造が特別であり、学習全体の導入として位置付けているため、他の内容とは異なり、全体を見通せる形になっている。
- ・ 中学校三年間の学習の導入として、単に昔のことを知るだけでなく、現在の生徒が過去と対話をして様々なことをつないで学習して欲しいという願いが込められている。

・「時間軸をどう理解していくか」ということを主眼に置いている中項目である。

- ・ 小学校で学んできたことを、時間軸の中において整理して考えさせる。西暦や世紀、元号の互いの関係、時代を区分することの意味や意義について、そこには様々な区分けの仕方があるのだということを理解させる。
- ・ 内容のB以降の学習で常に生かしながら、繰り返し使うことで着実に身に付けていきたい。
- ・ 技能についての記述は、大項目Aのみとなっているが、B、C共に繰り返し身に付けさせる。

■ 「身近な地域」とは

- ・ 生徒の居住地域や学校の所在地域を中心に、生徒自身によって調べる活動が可能で、生徒にとって身近に感じることができる範囲である。

- ・ 従前の、歴史というものを身近にするために身近な地域の歴史を学ぶという段階から、どんな特徴があるのかを学ぶところまで踏み込む。
- ・ 地理的分野と歴史的分野との関わりの中で時系列と空間的な広がりを同時に学ぶことができ、具体的に歴史を体感できる効果がある。
- ・ 各地域の歴史の特徴とかかわらせながら、歴史を大観する。これが生徒一人一人と地域という場を介しながら、社会とのつながりを考えるきっかけとなる。

■ (1) 古代までの日本について

- ・ 従来、三つの中項目で構成していたが、時間や空間の相違を明確に示す観点から、4事項に分けた。
- ・ アの(ア)から(エ)までは事項名を記載している。(2)以下も同様である。
- ・ 解説には「例えば…」として、問い(課題)の例がいくつか示されているが、どのような問いがより効果的なのかを教師が考えていくことが大切である。大きな問いや小さな問いを課題として設定し、授業を展開していくことが大切である。
- ・ 全ての項目に問い(課題)の例が示されているわけではない。

(ウ) 律令国家の形成

律令国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを基に、東アジアの文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族による政治が展開したことを理解すること。

(エ) 古代の文化と東アジアとの関わり

仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを基に、国際的な要素をもった文化が栄え、それらを基礎としながら文化の国風化が進んだことを理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 古代文明や宗教が起こった場所や環境、農耕の広まりや生産技術の発展、東アジアとの接触や交流と政治や文化の変化などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)から(エ)までについて古代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。

(イ) 古代までの日本を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現すること。

■世界の古代文明について

- ・政治制度など民主政治の来歴の観点から、ギリシャ・ローマの文明について取り扱うこと。
 - ・当時の政治制度について、現代につながる面と現代の民主主義とは異なる面の両面を踏まえて理解できるようにする。
 - ・「主権者の育成」の観点からも重点を置くべき。ただし、事象を精選して扱うこと。
- 「大和朝廷（大和政権）」、「聖徳太子」の文言の扱いについて
- ・小・中の接続を意識した中で大和朝廷と記した。しかし、その成立や展開の時期を広く捉える観点から「大和政権」の言葉を（ ）によって残した。
 - ・聖徳太子の記載について、小学校と同じ形での記載ではなく、中学校の学習として位置付けていく。

■「時代を大観すること」について

- ・イの(イ)の大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現することとは、「我が国の歴史の大きな流れ」を「各時代の特色を踏まえて理解する」という歴史的分野の学習の基本的なねらいを踏まえ、各中項目のまとめとして位置付けた。（※全ての中項目に位置付けている。）

(2) 中世の日本

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 武家政治の成立とユーラシアの交流

鎌倉幕府の成立、元寇（モンゴル帝国の襲来）などを基に、武士が台頭して主従の結び付きや武力を背景とした武家政権が成立し、その支配が広まったこと、元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解すること。

(イ) 武家政治の展開と東アジアの動き

南北朝の争乱と室町幕府、日明貿易、琉球の国際的な役割などを基に、武家政治の展開とともに、東アジア世界との密接な関わりが見られたことを理解すること。

(ウ) 民衆の成長と新たな文化の形成

農業など諸産業の発達、畿内を中心とした都市や農村における自治的な仕組みの成立、武士や民衆などの多様な文化の形成、応仁の乱後の社会的な変動などを基に、民衆の成長を背景とした社会や文化が生まれたことを理解すること。

イ ～ 略 ～

■(2) 中世の日本について

- ・時代の転換点については、着目点（視点）として整理している。
- ・ア(ア) 武家政治の成立とユーラシアの交流については、元寇の背景にユーラシアがどのように展開していたのかまでを確認する。地図をもとにしながら、その当時のユーラシアの状況、さらに、アジアからヨーロッパまでの交易や文化の交流などいろいろつながりがあったことを理解させる。
- ・ア(イ) 武家政治の展開と東アジアの動きでは、武家政治の特徴を捉える際、室町幕府と鎌倉幕府の比較など、個別の時期の特徴について学習するよりも、あくまで中世という時代がどのような特色があったのかを主眼にしたい。
- ・琉球の国際的な役割は、新たに付け加わった部分。
- ・ア(ウ) 民衆の成長と新たな文化の形成について、戦国時代を応仁の乱後の社会変動の中で扱う。社会の変動の中で政治も変わっていくことを意味している。

(3) 近世の日本

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 世界の動きと統一事業

■(3) 近世の日本について

- ・問いの中身についても、発達の段階に応じて、変化を付けた。生徒の状況に応じて問いの質を変えていく必要があり、発達の段階を意識して、抽象化が進む形にしている。

ヨーロッパ人来航の背景とその影響、織田・豊臣による統一事業とその当時の対外関係、武将や豪商などの生活文化の展開などを基に、近世社会の基礎がつけられたことを理解すること。

(イ) 江戸幕府の成立と対外関係
江戸幕府の成立と大名統制、身分制と農村の様子、鎖国などの幕府の対外政策と対外関係などを基に、幕府と藩による支配が確立したことを理解すること。

(ロ) 産業の発達と町人文化
産業や交通の発達、教育の普及と文化の広がりなどを基に、町人文化が都市を中心に形成されたことや、各地方の生活文化が生まれたことを理解すること。

(ハ) 幕府の政治の展開 ～ 略 ～
イ ～ 略 ～

C 近現代の日本と世界

(1) 近代の日本と世界

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(イ) 欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き

欧米諸国における産業革命や市民革命、アジア諸国の動きなどを基に、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解すること。

(ロ) 明治維新と近代国家の形成

開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化の風潮などを基に、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解すること。

(ハ) 議会政治の始まりと国際社会との関わり

自由民権運動、大日本帝国憲法の制定、日清・日露戦争、条約改正などを基に、立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的な地位が向上したことを理解すること。

(ニ) ～(ホ) ～ 略 ～
イ ～ 略 ～

(2) 現代の日本と世界

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。

ア 次のような知識を身に付けること。

(イ) 日本の民主化と冷戦下の国際社会

冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを基に、第二次世界大戦後の諸改革の特色や世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解すること。

■「世界の動きと統一事業」について

・「ヨーロッパ人来航の背景」については、新しく追加。ヨーロッパ人との接触があったことの影響を考えると中継貿易やアジアの商品がどのように伝わったのかなど、つながりや広がり意識した学習を進める。(※グローバル化への対応)

■「江戸幕府の成立と対外関係」について

・「鎖国などの幕府の対外政策」については、少し記述が詳しくなっている。小学校とのつながりを考え、言葉を選んだ。幕府の対外関係のプロセスを大きく見ていく必要がある。
・身分制の取扱いでは、歴史的な経緯や、それぞれの身分の中で人々が職責を果たしたこと等、生徒が正しく認識できるよう指導すること重要である。

■「産業の発達と町人文化」について

・「身近な地域の歴史」とかかわる部分で、特に近世になると産業、交通、文化で多様化が進む。身近な地域の事例を取り上げながら、生徒が自分との関わりの中でそのつながりを見いだしていけるような学習を考えたい。

■「欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き」について

・「内容の取扱い」には、典型的な事例としてアメリカの独立、フランス革命を位置付けたが、これはあくまで事例である。「主権者の育成」との関わりから明示した。

■「明治維新と近代国家の形成」について

・「領土の画定」について、内容の取扱いに示した(他分野同様、確かな領土認識を捉えさせたい)。

■「議会政治の始まりと国際社会との関わり」について

・「主権者の育成」との関わりで考えるものの、これまで日常的に行われてきた学習内容を見直しつつ、「主権者の育成」を意識して学習を進めることが大切である。
・「条約改正」については、「代表的な事例を取り上げ」が新たに加わった。「網羅的な学習になっている」という課題が指摘されている。事例を取り上げ国際社会の意味、日本の置かれた立場などの意味付け、ねらいに重点を置きたい。小学校で取り扱う人物の学習を生かしながら取り扱いたい。

■「(2) 現代の日本と世界」について

・従来は、冷戦終結までという扱いだったが、新学習指導要領においては、20世紀末までと示す。特にグローバル化が一層加速する中での日本の役割を捉える。

■「日本の民主化と冷戦下の国際社会」について

・「我が国の民主化と再建の過程」については、小学校の学習を踏まえる。

■「日本の経済の発展とグローバル化する世界」について

・「冷戦の終結」については、事例が記述されているが、一つ一つ理解することではなく、世界には、さまざまな問題が存在している中で、解決するために努力がされていることなど現代も歴史が動いていることを意識して学習させたい。これが公民的分野の学習につながる。

と。

(イ) 日本の経済の発展とグローバル化する世界

高度経済成長、国際社会との関わり、冷戦の終結などを基に、我が国の経済や科学技術の発展によって国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 諸改革の展開と国際社会の変化、政治の展開と国民生活の変化などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)及び(イ)について現代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。

(イ) ～ 略 ～

(ウ) これまでの学習を踏まえ、歴史と私たちとのつながり、現在と未来の日本や世界の在り方について、課題意識をもって多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

3 内容の取扱い

～ 略 ～

[公民的分野]

1 目標

現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主主義、民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動との関わり、現代の社会生活及び国際関係などについて、個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに、諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 現代の社会的事象について、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

■「イ(ウ)…構想し」について

・歴史的分野の他の單元にはない「構想」が唯一記述されている。「構想」は、公民的分野の学習に向けた課題意識をもつことができるようにすることが大切である。歴史的分野で学んだ学習を踏まえて現代の課題を設定することが望まれる。

・(例)環境問題を取り上げたとなると、どのような歴史的経緯の中で環境問題がうまれたのか、過去に日本はこのような環境問題に直面したことはないだろうか、その時人々はどんな努力をしてきたのかなど、これまでの学習を踏まえて捉え、現代の問題に目を向けさせる。これが公民的分野や高等学校での学習につながる。(※踏み込みすぎて歴史的分野のねらいから逸脱しないよう留意する。)

■「現代社会の見方・考え方」について

・「社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること」とし、考察、構想する際の「視点や方法（考え方）」として整理した。

・「対立と合意」、「効率と公正」などの現代社会を捉える概念的な枠組みを用いて、社会的事象を捉え、考察、構想していくことが大切である。いわゆる概念を使って深い学びに結び付けていくことが求められている。

■「公正に判断…する力を養う」について

・現代社会に見られる課題について判断するときには、収集した資料の中から客観性のあるものを取捨選択しながら事実を捉え、～中略～ 「公正」には様々な意味合いがあることを理解した上で、現代社会に見られる課題について判断できるようになることを求めている。

・他の分野と異なり公民的分野では「公正に判断…」となっている。他の分野以上に「解のない問い」、「解が複数ある問い」について構想する力が求められており、従前大切にしてきた「判断する力」に重点を置いた。

2 内容

A 私たちと現代社会

(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色

位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。

(イ) 現代社会における文化の意義や影響について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 少子高齢化、情報化、グローバル化などが現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現すること。

(イ) 文化の継承と創造の意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。

・私たちの身近な生活における変化などの具体的事例を取り上げ、第4次産業革命ともいわれる、進化した人工知能による様々な判断やインターネット経由で物事が最適化されていく時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測を踏まえ、現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響を考察し、表現する学習などが考えられる。

(2) 現代社会を捉える枠組み

対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること。

(イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。

■「A 私たちと現代社会」について

・これまでの社会科の学びを踏まえて学習される「公民的分野の導入」として位置付けられた。現代社会の見方・考え方に加え、小学校社会科での見方・考え方、中学校の地理的及び歴史的な見方・考え方についても必要に応じて組み合わせて用い、小・中学校社会科の特質に応じた「見方・考え方」として総合的に働かせることが求められる。

■地理・歴史との「内容構造の違い」について

・地理的分野、歴史的分野では中項目(1)のイの中で着目する視点が示されていたが、公民的分野では中項目(1)のすぐ下に示されている。
 ・社会科においては思考力、判断力、表現力に見方考え方が働くことが多い(とりわけ地理・歴史分野では特に多いと考えられる。)。公民的分野でも基本的には変わらないが、さらに知識・概念の獲得に際し、見方・考え方が働くことが考えられる。
 ・(例)「多数決の原理」を理解する学習があるが、その際、対立と合意、効率と公正、民主主義などに着目して多数決の原理を理解しているはずである。このように理解をする際にも見方・考え方を十分働かせながら獲得できるよう展開する。

■「少子高齢化、情報化、グローバル化・・・考察し、表現する」について

・これらの言葉や内容は従前と同様ではあるが、時代の変化に応じて“少子高齢化”等の捉え方は変わってきている。同じ少子高齢化を扱うとしても、単なる言葉や概念の理解にとどまらず、社会の変化に対応した内容を適切に扱いたい。
 ・(例) その際、～中略～労働力需給や経済成長など国民経済に大きな影響が出ていること。また、医療や年金など社会保障費の財政負担が増大し、財政の状況が悪化していることを理解できるようにする。
 ※解説には、一つの学習のプロセスを、「その際…」として、具体例を示している。

■「現代社会を捉える枠組み」を理解するとは

・「対立と合意、効率と公正などに着目して」については、アの(ア)において身に付ける事項として「対立と合意、効率と公正など」が示されていることから分かるように、この中項目において身に付ける知識であると同時に、アの(イ)、イの(ア)の事項を身に付ける際に着目する視点でもあることに留意する必要がある。(※基本的には従前と同様)

■「契約」について

・～中略～「契約」という概念で捉え直し、それを守ることで権利や利益が保障されること、互いが納得して受け入れたものである限り結果について責任が伴うことを理解することが大切である。

B 私たちと経済

(1) 市場の働きと経済

対立と合意，効率と公正，分業と交換，希少性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること。

(イ) 市場経済の基本的な考え方について理解すること。その際，市場における価格の決まり方や資源の配分について理解すること。

(ウ) 現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。

(エ) 勤労の権利と義務，労働組合の意義及び労働基準法の内容について理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(イ) 個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し，表現すること。

(イ) ～ 略 ～

(2) 国民の生活と政府の役割

対立と合意，効率と公正，分業と交換，希少性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 社会資本の整備，公害の防止など環境の保全，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，消費者の保護について，それらの意義を理解すること。

(イ) 財政及び租税の意義，国民の納税の義務について理解すること。

イ 国民の生活と福祉の向上を図ることに向けて，次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して，国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

(イ) 財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し，表現すること。

C 私たちと政治

(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 人間の尊重についての考え方を，基本的

■「専門家や関係諸機関との連携・協働」について

・分野の内容に関係する専門家や関係諸機関との連携・協働を図って，社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりするような活動を充実させることが重要。特に，公的機関からの補助教材等は10年前に比べ増えている。毎時間できるものではないが，効果的に取り扱えるところをカリキュラム・マネジメントしていくことが求められる。

■イの(ア)個人や企業の経済活動「起業」について

・中教審答申で起業について触れることを取り扱うよう示された。従前，模擬会社経営等，アントレプレナーシップを育成する授業が実施されてきた。今後も継続的に，起業が求められている意義や，企業を経営したり，支えたりすることへの関心を高めるとともに，適正な会計情報の提供及び活用が求められること等を理解させる。

■「市場の働きに委ねることが難しい諸問題」とは

・社会資本の整備，公害の防止など環境の保全，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，消費者の保護など国や地方公共団体に任せただけに任せただけでは解決が難しかったりする問題である。

■「構想」について

・公民的分野では，ここで初めて「構想」という言葉が出てくる。
 ・上記の諸問題を構想として全て扱うのではなく，これらから選び，生徒がどうすればよいのか考えていけるような学習を進める。
 ・イの(イ)の財政及び租税の学習では，「構想」は求めている。

■「(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」について

・～略～日本国憲法の基本的な考え方及び我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について理解を深めることができるようにすることを主なねらいとしている。

・主なねらいが理解であり，イは考察，表現を求めており，構想は求めている。

- 権を中心に深め、法の意義を理解すること。
- (イ) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。
- (ウ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。
- (エ) 日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解すること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- (ア) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。

■「法に基づく政治が大切であること」について

- ・「法に基づく政治」が民主政治の原理となっていることを理解できるようにしたい。具体的には、国や地方公共団体が、国民の自由と権利を侵さないようにそうした法の拘束を受けながら政治を行っており、恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解できるようにすることを意味している。

■「恣意的支配の排除」について

- ・恣意的支配には、「立憲主義」と「法の支配」の二つの概念の意味が込められている。この二つの意味を具体的にしているものが、解説の説明にある。

■イ(ア)について

- ・我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。

- (2) 民主政治と政治参加
- 対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ・小学校においても日本国憲法が国民生活に果たす役割について充実させているため、縦軸の系統性を大切にしたい。(例)「日本国憲法に、このように示されているから私はこのように考える。」というように根拠をもとに自分の考えをもてる生徒を育てることが重要である。
- ・日本国憲法を教える意味は、主権者としての資質・能力を育成するための手立てである。目的と手段を間違えないようにする。

- ア 次のような知識を身に付けること。
- (ア) 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。
- (イ) 議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。
- (ウ) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。
- (エ) 地方自治の基本的な考え方について理解すること。その際、地方公共団体の政治の仕組み、住民の権利や義務について理解すること。
- イ 地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の基礎を育成することに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- (ア) 民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察し、表現すること。

■イ(ア) 民主政治の推進について

- ・民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察し、構想し、表現すること。

■「主権者教育の一丁目一番地」としての役割

- ・選挙の投票率を上げることを目的として授業を行っているわけではない。選挙も含め、様々な政治参加の在り方を考えることが、主権者としての自覚を深めることや主体的に政治に参加することにつながる。

- D 私たちと国際社会の諸課題
- (1) 世界平和と人類の福祉の増大
- 対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■「D 私たちと国際社会の諸課題」について

- ・この大項目は、～中略～様々な課題について探究し、自分の考えを説明、論述できるようにすることを主なねらいとしている。

- ア 次のような知識を身に付けること。
- (ア) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。

- ・本当に考えているかどうかを論述によって見届ける。より具体的に説明、論述する。社会科のまとめとしてこれまで身に付けてきた知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、見方・考え方をフルに活用して、自分の考えをもち説明、論述できる学習を展開する。

その際、領土(領海、領空を含む。)、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。

(イ) 地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) 日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

(2) よりよい社会を目指して持続可能な社会を形成することに向けて、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を多面的・多角的に考察、構想し、自分の考えを説明、論述すること。

- ・領土の問題については、地理的分野のように領域の広がり、歴史的分野のように領土の画定だけで見るとはならず、公民的分野ならでは、どのような関係の中で起こっているのかを明確に理解することが大切である。そのためには、国家主権という概念を身に付けることが必要である。
- ・確かな領土認識を育てていくためには、国家主権が脅かされると何が起こるのかを、生徒に的確に理解させていくことが必要である。

■「(1) 世界平和と人類の福祉の増大」について

- ・国際理解については、E S D等の持続可能性については地理的分野、国際協調については歴史的分野でも学んできている。これらを生かし理解させたり、思考力を養ったりすることが求められる。
- ・ア(7)については、知識及び理解の側面、(イ)は国際的な諸課題である。
- ・解説において、何のために領土について、国家主権について理解する必要があるのかなどが明確に示されている。これら基本的な知識を身に付けておくことが、主権尊重、相互理解に結び付く考え方となる。

■「領土等、基本的な事項を理解する」ために

- ・領土(領海、領空を含む。)については、地理的分野、歴史的分野の学習の成果を踏まえ、国家間の問題として、我が国においても、固有の領土である竹島や北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)に関し未解決の問題が残されていること、領土問題の発生から現在に至る経緯及び渡航や漁業、海洋資源開発などが制限されたり、船舶の拿捕、船員の抑留が行われたり、その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど不法占拠のために発生している問題についての理解を基に、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを、国家主権と関連付けて理解できるようにする。

3 内容の取扱い ～ 略 ～

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。また、知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため、基本的な事柄を厳選して指導内容を構成するとともに、各分野において、第2の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事柄を再構成するなどの工夫をして、基本的な内容が確実に身に付くよう指導すること。

■「単元など内容や時間のまとまりを見通すこと」について

- ・「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学習の過程を組み合わせることは、その前提となる「何ができるようになるか」を明確にするとともに、授業改善の主要な視点として重要である。また、カリキュラム・マネジメントの側面からも、社会科の各分野の教育内容を、分野間のみならず教科等横断的な視点で、組織的に配列するためにも、単元という形で内容や時間の一定のまとまりを単位として、組み立てていくことが大切である。

■「主体的・対話的で深い学び」で求められること

- ・「主体的な学び」…児童生徒が学習課題を把握しその解決への見通しを持つことが必要である。そのためには、単元等を通じた学習過程の中で動機付けや方向付けを重視するとともに、学習内容・活動に応じた振り返りの場面を設定し、児童生徒の表現を促すようにすることが重要である。
- ・「対話的な学び」…実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりする活動の一層の充実が期待される。しかしながら、話し合いの指導が十分に行われずグループによる活動が優先し内容が深まらないといった課題が指摘されることであり、深い学びとの関わりに留意し、その改善を図ることが求められる。
- ・「深い学び」…追究の視点を生かした課題（問い）の設定、諸資料等を基にした多面的・多角的な考察、社会に見られる課題の解決に向けた広い視野からの構想（選択・判断）、論理的な説明、合意形成や社会参画を視野に入れながらの議論などを通し、知識のみならず、社会的事象等の特色や意味、理論などを含めた社会で汎用的に使うことのできる概念等に関わる知識を獲得するように学習を設計することが求められる。

(2) 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。

(3) 各分野の履修については、第1、第2学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に相当する授業時数は、地理的分野 115 単位時間、歴史的分野 135 単位時間、公民的分野 100 単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。

(4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

(5) ～ 略 ～

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1), (2) ～ 略 ～

(3) 調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、地図や年表を読んだり作成したり、現代社会の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用したり、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。

■「各分野の配当時間」について

- ・地理的分野は第1、第2学年合わせて115単位時間学習させ、歴史的分野については第1、第2学年合わせて95単位時間、第3学年の最初に40単位時間学習させ、その上で公民的分野を100単位時間学習させることになる。
- 従前と比べ、地理的分野が5時間減、歴史的分野が5時間増となる。公民的分野については、変更なしであり、各学年での配当時間も変更はない。

■「社会科における配慮」について（※一例）

- ・地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。

■「作業的で具体的な体験を伴う学習」について

- ・今回の改訂においては、「作業的で具体的な体験を伴う学習」について、これを重視している。

- ・従前では、「作業的・体験的な学習の…」と書いていたが、「総則」にて「体験活動」そのものが示され、改めて定義している。定義の一例として「体験活動とは、自然体験や社会体験を伴う長期集団宿泊活動」と示されたため、社会科の学習との齟齬が起きないように、言葉の整理をし、「作業的で具体的な体験を伴う学習」と改めた。

(4) 社会的事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることを注意すること。

3 第2の内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

■「有益適切な教材に基づいて指導する」について

・「多様な見解のある事柄、未確定な事柄」なども含む現実の課題に関する社会的事象を取り扱うことは、生徒が現実の社会の在り方について具体的に考察、構想したり、国民主権を担う公民としての自覚などを深めたりするために効果的である。一方、これらの社会的事象について、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げた場合、ともすると恣意的な考察や判断に陥る恐れがある。

・資料選定をするに当たって、平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」を根拠とし、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った資料等を扱うことのないよう留意する。